ID:　1014

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	洪水吐きの機能を妨げる原因となる物件の撤去その他の必要な措置の命令（特定農業用ため池等に係るものを除く。）
例規名 根拠条項	ため池の保全等に関する条例　第16条第2項
例規番号	平成27年兵庫県条例第18号

【根拠条文】

（洪水吐きの機能を妨げる行為の禁止）

第16条　所有者等は、その管理するため池の洪水吐きに土のう等の物件の設置その他の洪水吐きの機能を妨げる行為をしてはならない。

2　知事は、所有者等が前項の規定に違反して洪水吐きの機能を妨げる行為を行ったことにより、災害を発生させるおそれがあり、かつ、県民の生命若しくは身体又は財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該ため池の洪水吐きの機能を妨げる原因となる物件の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　所有者等は、前項の規定による命令に係る措置を講じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和2年9月30日	**最終変更年月日**	令和5年6月30日